

別表第1(第3条関係)

体外受精及び顕微授精の対象範囲

治療内容	治療計画作成	採卵まで				採精(夫)	(前培養、媒精)受精 (顕微授精)及び培養	胚移植					(胚移植のおおむね2週間後)
		(自然周期で行う場合あり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合あり) 薬品投与(注射)	採卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植				
					胚移植				黄体期補充療法	(自然周期で行う場合あり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
B 凍結胚移植を実施(注)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	○									○	○	○	
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	○	○	○	○	○	○			○				
E 受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止	○	○	○	○	○	○							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	○	○	○	○	○								

(注) B: 採卵及び受精後、1周期ないし3周期程度の間隔を開けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

別表第2(第5条関係)

助成額及び助成の回数

治療開始日の年齢	別表第1に定める治療の対象範囲	助成上限額	助成の回数 (1子ごとの回数)
40歳未満	A・B・D・E	6万円	6回
	C及びF	3万円	
40歳以上43歳未満	A・B・D・E	6万円	3回
	C及びF	3万円	
43歳以上	A・B・D・E	30万円	3回
	C及びF	15万円	

(注1) 治療開始日の年齢が43歳未満の者は、医療保険が適用された「1回の治療」を助成の対象とする。

(注2) 「1回の治療」とは、不妊治療の実施にかかる治療計画を作成した日から「妊娠の確認」等に至るまでの一連の過程をいい、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とみなす。

(注3) 助成回数は1子ごとの回数とする。

(注4) 助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた助成回数を更新することができるものとし、その場合は、原則、戸籍謄本等で出生に至った事実を確認することとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数を更新することができるものとし、その場合は、死産届の写し等により確認することとする。

(注5) 43歳未満における助成回数については、これまでに「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業交付要綱」または「高知県特定不妊治療支援事業実施要綱」(令和4年度～令和6年度)に基づき、助成を受けた場合、その回数は通算しない。

(注6) 43歳以上における助成回数については、これまでに「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業交付要綱」に基づき、助成を受けた場合、その回数は通算されないが、令和4年度以降に「高知県特定不妊治療支援事業実施要綱」(令和4年度～令和6年度)に基づき、助成を受けた場合、その回数は通算される。